

平成30年佐久市議会第4回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
84	佐久市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	1
85	佐久市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	2
86	佐久市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育部長	3
87	佐久市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	浅間病院事務長	4
88	南佐久環境衛生組合理約の変更について	環境部長	5
89	南佐久環境衛生組合の財産処分について	環境部長	6
90	佐久市望月総合支援センターの指定管理者の指定について	福祉部長	7
91	佐久市春日交流センターの指定管理者の指定について	福祉部長	8
92	佐久市望月生きがいセンターの指定管理者の指定について	福祉部長	9
93	野沢商店街コミュニティセンターの指定管理者の指定について	経済部長	10
94	エストニア共和国サク市との姉妹都市の提携について	経済部長	11
95	市道の路線変更について	建設部長	12 5 13
96	市民交流ひろばの指定管理者の指定について	建設部長	14
97	佐久市生涯学習センターの指定管理者の指定について	社会教育部長	15

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
98	佐久市コスモホール、佐久市鎌倉彫記念館及び佐久市交流文化館浅科の指定管理者の指定について	社会教育部長	16
99	佐久市佐久平交流センターに係るコンサートグランドピアノの購入について	社会教育部長	17 18
100	平成30年度佐久市一般会計補正予算（第6号）について	総務部長	19 21
101	平成30年度佐久市一般会計補正予算（第7号）について	総務部長	22 30
102	平成30年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	福祉部長	31
103	平成30年度佐久市障害者支援施設白田学園特別会計補正予算（第1号）について	福祉部長	31
104	平成30年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について	環境部長	31
105	平成30年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	環境部長	31 32

条 例 案	4 件
事 件 案	12 件
予 算 案	6 件
計	22 件

第84号

佐久市税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地域再生法の改正に伴い、同法による減収補填措置に基づき固定資産税の不均一課税の対象としている地方活力向上地域における特定業務施設整備事業のうち、東京都の特別区から本社機能を本市に移転して整備する事業について、不均一課税の対象から課税免除の対象に改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

第85号

佐久市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

これは、公職選挙法の改正に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの作成
の公費負担について定めようとするものであります。

第86号

佐久市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

これは、千曲川スポーツ交流広場屋外ゲートボール場及び佐久総合運動公園野球場を体育施設として設置すること並びに浅科テニスコートを廃止することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第 87 号

佐久市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

これは、佐久市立国保浅間総合病院東2階病棟の医療療養病床の入院患者数減少により、平成27年9月より休止している同病床40床について、今後も使用が見込めないことから、同病床を廃止し、病院全体の病床数を削減しようとするものであります。

南佐久環境衛生組合規約の変更について

これは、南佐久環境衛生組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、佐久市・北佐久郡環境施設組合が整備中の新クリーンセンターにおいて、南佐久郡6町村のごみの受入れを行うことに伴い、南佐久環境衛生組合の共同処理する事務のうち「ごみ処理施設の設置及び経営に関する事務」を廃止するとともに、同組合の議会の議員の定数を変更するものであります。

第 89 号

南佐久環境衛生組合の財産処分について

これは、南佐久環境衛生組合の共同処理する事務のうち「ごみ処理施設の設置及び経営に関する事務」を廃止することに伴い、「新ごみ処理施設財政調整基金」を廃止し、積立金を関係町村に返戻することについて、地方自治法第 289 条の規定による協議を行うため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第90号

佐久市望月総合支援センターの指定管理者の指定について

これは、佐久市望月総合支援センターの指定管理者として、社会福祉法人望月悠玄福祉会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

平成30年佐久市議会第4回定例会
指定管理者の指定に係る議案一覧

議案番号	施設名	指定管理者候補者
90	佐久市望月総合支援センター	社会福祉法人 望月悠玄福祉会
91	佐久市春日交流センター	社会福祉法人 望月悠玄福祉会
92	佐久市望月生きがいセンター	公益社団法人 佐久シルバー人材センター
93	野沢商店街コミュニティセンター	のざわ商店街振興組合
96	市民交流ひろば	特定非営利活動法人 さくのわ花物語
97	佐久市生涯学習センター	一般社団法人 佐久市振興公社
98	佐久市コスモホール	一般財団法人 佐久市文化事業団
	佐久市鎌倉彫記念館	
	佐久市交流文化館浅科	

第91号

佐久市春日交流センターの指定管理者の指定について

これは、佐久市春日交流センターの指定管理者として、社会福祉法人望月悠玄福祉会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第92号

佐久市望月生きがいセンターの指定管理者の指定について

これは、佐久市望月生きがいセンターの指定管理者として、公益社団法人佐久シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

野沢商店街コミュニティセンターの指定管理者の指定について

これは、野沢商店街コミュニティセンターの指定管理者として、のざわ商店街振興組合を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

エストニア共和国サク市との姉妹都市の提携について

これは、相互の公式訪問や子ども交流等の交流を通じて友好を深めてきた本市の友好都市であるエストニア共和国サク市との友好協力関係を一層強化するとともに、教育、文化、経済その他の幅広い分野における両市市民相互の親善交流を促進し、両市の更なる発展を目指すため、姉妹都市の提携をしようとするものであります。

第95号

市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道2-325号線

位置図1

この路線は、佐久平駅南土地地区画整理事業に伴い築造される道路により起点及び終点が変わるため、路線変更するものであります。

位置図1

岩村田

佐久平交流センター

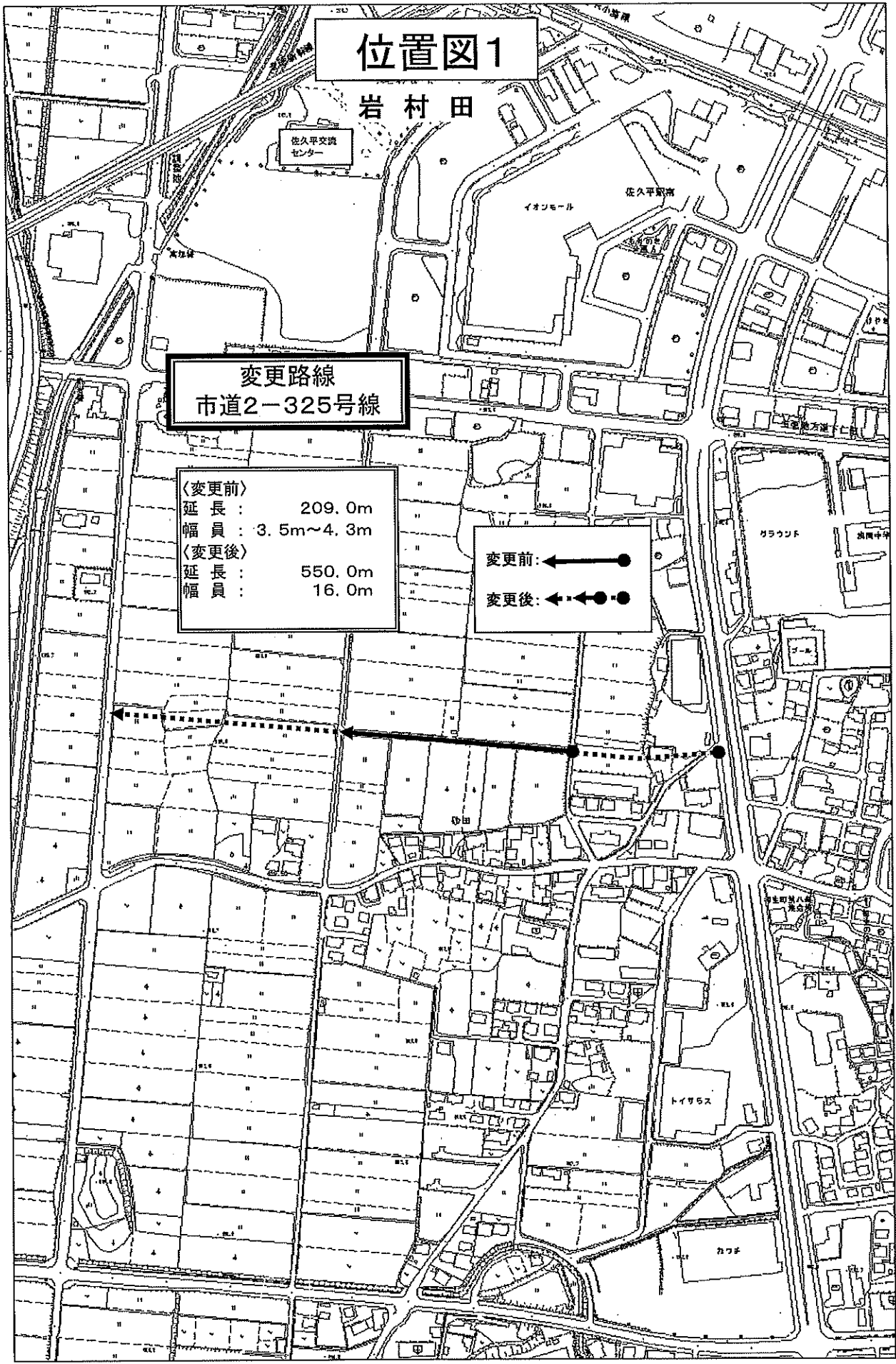
イオンモール

佐久平駅南

変更路線
市道2-325号線

〈変更前〉
延長： 209.0m
幅員： 3.5m~4.3m
〈変更後〉
延長： 550.0m
幅員： 16.0m

変更前： ←————●
変更後： ←●●●●●



第96号

市民交流ひろばの指定管理者の指定について

これは、市民交流ひろばの指定管理者として、特定非営利活動法人さくの花物語を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第97号

佐久市生涯学習センターの指定管理者の指定について

これは、佐久市生涯学習センターの指定管理者として、一般社団法人佐久市振興公社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第98号

佐久市コスモホール、佐久市鎌倉彫記念館及び佐久市交流文化館浅科
の指定管理者の指定について

これは、佐久市コスモホール、佐久市鎌倉彫記念館及び佐久市交流文化館
浅科の指定管理者として、一般財団法人佐久市文化事業団を指定するため、地
方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであり
ます。

第99号

佐久市佐久平交流センターに係るコンサートグランドピアノの
購入について

これは、佐久市佐久平交流センターにおいて使用するコンサートグランドピアノ1台を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

この物品の購入については、本年10月29日の1業者による見積の結果、24,926,400円で佐久市野沢250番地24の株式会社サンピアン佐久店（店長 小林 直人 氏）に決定いたしました。

売 買 仮 契 約 書

佐久市（以下「甲」という。）と 株式会社サンピアン 佐久店（以下「乙」という。）は、物品の売買について、次のとおり仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決があったときは、この売買仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品（以下「物品」という。）の名称および数量等は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|--------------|
| (1) 品 | 名 | コンサートグランドピアノ |
| (2) 品質・規格・寸法等 | | 詳細は添付仕様書のとおり |
| (3) 数 | 量 | 1台 |

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 24,926,400円（消費税含む）とする。
（うち消費税額 1,846,400円）

（物品の納入）

第3条 物品の納入期限及び納入場所並びに納入完了時期は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 納入期限 | 平成31年3月29日 |
| (2) 納入場所 | 佐久平交流センター |
| (3) 納入完了時期 | 第5条の規定により甲が行う検査に合格したときとする。 |

（売買代金の支払）

第4条 乙は、第5条の規定による検査に合格した後、支払請求書を甲に提出して代金の支払を請求するものとし、甲は適法な請求書を受領した日から、30日以内に当該代金を支払う。

（物品の検査）

第5条 第1条の物品は、甲の定める方法により、甲又は甲の指定する職員が検査を行う。

- 前項の検査の結果不合格となった物品は、直ちに取替え再検査を受けなければならない。
- 前2項の検査に要する一切の費用は乙の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、金 2,492,640円とする。

ただし、佐久市財務規則第124条第3項第3号の規定により、その納付額は全額免除とする。

- 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（遅延利息等）

第7条 甲又は乙は、第3条又は第4条に定める期限内に物品を納入ができないおそれのあるとき、又は代金の支払ができないおそれのあるときは、その旨理由を付して当該期限内に相手方に通知しなければならない。

- 甲又は乙は、その責に帰すべき事由により、第3条または第4条に定める期限内に物品を納入できなかったとき、又は代金を支払わなかったときは、翌日から物品を納入した日、又は代金を支払った日までの日数に応ずる遅延利息を相手方の請求に基づいて支払わなければならない。

3 前項の遅延利息は、売買代金に対し年2.7パーセントとする。

4 甲又は乙は、相手方がこの契約を履行しなかったことにより受けた損害が契約保証金又は遅延利息の額を越える場合は、その越える額について、相手方に損害賠償を請求することができる。

5 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入期日が遅れたときは、延滞料を徴収しない。

（危険負担）



第8条 第5条の規定による検査の前に生じた物品の亡失、又は棄損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第9条 第5条の規定による検査の後に発見された瑕疵、又は甲の正常な管理にもかかわらず生じた瑕疵があるときは、甲の請求により乙は直ちに自己の負担で修理し、または新品と取り替えなければならない。

(事情変更)

第10条 甲は、必要があるときは、第1条に規定する内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができる。

2 この契約締結後の契約期間内に、市場価格の著しい上昇により売買代金での納入が困難になった場合、又は市場価格の著しい下落が生じた場合は、市場価格の変動率を勘案して甲乙協議を行い、変更契約ができるものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙にこの契約の締結または履行について、不正の行為があったとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、乙がこの契約を履行できないと甲が認めたとき。
- (4) 契約の解除その他この契約に定めのない事項については、佐久市財務規則に定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙はその損害の責を負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲はその責を負わない。

(費用負担)

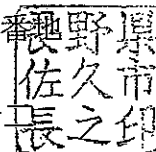
第13条 この契約に要する費用及び物品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

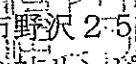

(疑義の解決方法)

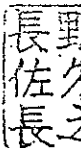
第14条 この契約の実施に関し、甲乙間に疑義のある時は甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ甲乙各1通を所持する。

平成30年10月30日

甲 佐久市中込3056番 
佐久市
佐久市長 柳田 清

乙 
佐久市野沢250-24
株式会社サンビアン 佐久店
店長 小林 直 


長
佐
久
市
長

平成30年度一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	補正内容
第100号	一般会計	第6号	45,508,865	3,000	45,511,865	総務費 総務一般事務費 佐久長聖高等学校 全国高等学校 駅伝競走大会出 場に伴う交付金

平成30年度一般会計歳入歳出補正予算（第6号）の事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 市 税	11,360,000		11,360,000	25.0
2 地 方 譲 与 税	469,000		469,000	1.0
3 利 子 割 交 付 金	8,000		8,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	26,000		26,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	12,000		12,000	0.0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,600,000		1,600,000	3.5
7 ゴルフ場利用税交付金	28,000		28,000	0.1
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000		60,000	0.1
9 地 方 特 例 交 付 金	67,637		67,637	0.1
10 地 方 交 付 税	11,506,693	3,000	11,509,693	25.3
11 交通安全対策特別交付金	12,000		12,000	0.0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	585,460		585,460	1.3
13 使 用 料 及 び 手 数 料	500,559		500,559	1.1
14 国 庫 支 出 金	4,498,948		4,498,948	9.9
15 県 支 出 金	2,482,983		2,482,983	5.5
16 財 産 収 入	79,720		79,720	0.2
17 寄 附 金	49,398		49,398	0.1
18 繰 入 金	5,563,406		5,563,406	12.2
19 繰 越 金	739,576		739,576	1.6
20 諸 収 入	2,090,685		2,090,685	4.6
21 市 債	3,768,800		3,768,800	8.3
歳 入 合 計	45,508,865	3,000	45,511,865	100.0

平成30年度一般会計歳入歳出補正予算（第6号）の事項別明細書

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県 支出金	地方債	その他		
1 議会費	290,202		290,202					0.6
2 総務費	3,999,823	3,000	4,002,823				3,000	8.8
3 民生費	14,696,548		14,696,548					32.3
4 衛生費	3,956,808		3,956,808					8.7
5 労働費	81,935		81,935					0.2
6 農林水産業費	1,397,733		1,397,733					3.1
7 商工費	2,454,440		2,454,440					5.4
8 土木費	6,087,152		6,087,152					13.4
9 消防費	1,007,503		1,007,503					2.2
10 教育費	4,814,397		4,814,397					10.6
11 災害復旧費	10,030		10,030					0.0
12 公債費	6,682,294		6,682,294					14.7
13 予備費	30,000		30,000					0.0
歳出合計	45,508,865	3,000	45,511,865				3,000	100.0

平成30年度一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	補正内容
第101号	一般会計	第7号	45,511,865	986,105	46,497,970	別紙のとおり

平成30年度一般会計歳入歳出補正予算（第7号）の事項別明細書

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 市 税	11,360,000		11,360,000	24.4
2 地 方 譲 与 税	469,000		469,000	1.0
3 利 子 割 交 付 金	8,000		8,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	26,000		26,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	12,000		12,000	0.0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,600,000		1,600,000	3.4
7 ゴルフ場利用税交付金	28,000		28,000	0.1
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000		60,000	0.1
9 地 方 特 例 交 付 金	67,637		67,637	0.1
10 地 方 交 付 税	11,509,693	233,013	11,742,706	25.2
11 交通安全対策特別交付金	12,000		12,000	0.0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	585,460		585,460	1.3
13 使 用 料 及 び 手 数 料	500,559		500,559	1.1
14 国 庫 支 出 金	4,498,948	199,602	4,698,550	10.1
15 県 支 出 金	2,482,983	8,296	2,491,279	5.4
16 財 産 収 入	79,720		79,720	0.2
17 寄 附 金	49,398	1,212	50,610	0.1
18 繰 入 金	5,563,406	228,566	5,791,972	12.5
19 繰 越 金	739,576		739,576	1.6
20 諸 収 入	2,090,685	16	2,090,701	4.5
21 市 債	3,768,800	315,400	4,084,200	8.8
歳 入 合 計	45,511,865	986,105	46,497,970	100.0

平成30年度一般会計歳入歳出補正予算（第7号）の事項別明細書

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県 支出金	地方債	その他		
1 議会費	290,202		290,202				0	0.6
2 総務費	4,002,823	113,132	4,115,955		△ 29,400	△ 1,929	144,461	8.8
3 民生費	14,696,548	47,312	14,743,860	24,588		10,028	12,696	31.7
4 衛生費	3,956,808		3,956,808	8,305		△ 8,305	0	8.5
5 労働費	81,935		81,935				0	0.2
6 農林水産業費	1,397,733	2,400	1,400,133				2,400	3.0
7 商工費	2,454,440		2,454,440				0	5.3
8 土木費	6,087,152	18,502	6,105,654				18,502	13.1
9 消防費	1,007,503		1,007,503				0	2.2
10 教育費	4,814,397	784,409	5,598,806	175,005	342,800	230,000	36,604	12.0
11 災害復旧費	10,030	20,350	30,380		2,000		18,350	0.1
12 公債費	6,682,294		6,682,294				0	14.4
13 予備費	30,000		30,000				0	0.1
歳出合計	45,511,865	986,105	46,497,970	207,898	315,400	229,794	233,013	100.0

平成30年度一般会計補正予算(第7号)(案)の主な補正内容

(単位：千円)

款	補正内容	補正額	説明
○総務費	総務一般事務費	108,026	事業費の確定見込みによる過年度分国庫支出金等返還金の増額
	企画調整費	39,600	ふるさと納税の実績に伴う関係経費の増額及び寄附採納に伴うふるさとづくり基金積立金の増額
	情報通信ネットワーク事業費	2,160	事業及び経営の方向性の検討に係るアドバイス料
	浅科支所複合施設整備事業費	△ 33,525	設計内容変更に伴う平成31年度への契約期間延長による平成30年度の基本設計・実施設計業務委託料の減額
○民生費	社会福祉事務費	12	寄附採納に伴う福祉基金積立金の増額
	障害者地域生活支援事業費	4,700	利用時間の増加に伴う障害者移動支援事業費の増額、報酬改定及び利用者数の増加に伴う障害者訪問入浴サービス事業費の増額
	障害者自立支援給付費	30,000	報酬改定及び利用者数の増加に伴う介護給付費の増額
	保育所施設事業費	12,300	公立保育園空調設備整備に係る設計委託料
○農林水産業費	林道橋りょう長寿命化事業費	2,400	山口沢橋補修工事に係る測量設計委託料の増額
○土木費	総合運動公園整備事業費	18,502	佐久総合運動公園第二駐車場予定地の用地購入費

平成30年度一般会計補正予算(第7号)(案)の主な補正内容

(単位：千円)

款	補正内容	補正額	説明
○教育費	臼田地区新小学校整備事業費	30,909	臼田地区新小学校整備に係る物件等補償料の増額
	小学校教育振興事業費	2,100	国の支給限度額改定等に伴う要保護・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育児童就学奨励費の増額
	小学校施設整備事業費	502,900	※ 国の補正予算に伴う小学校空調設備整備に係る経費
	中学校施設整備事業費	248,500	※ 国の補正予算に伴う中学校空調設備整備に係る経費
○災害復旧費	現年農業土木単独災害復旧事業費	13,850	台風12号、21号及び24号の大雨等により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る重機等借上料、工事費及び補助金(34か所)
	現年林業施設単独災害復旧事業費	6,500	台風12号及び24号の大雨等により被災した林業用施設の復旧に係る重機等借上料及び工事費(16か所)

※国の平成30年度一般会計補正予算(第1号)によるもの

第 2 表 繰 越 明 許 費

(一般会計)

(単位：千円)

番号	款	項	事業名	金額	内 容
1	10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備 事業費	502,900	国の補正予算（第1号）による事業であることから、年度内の完了が困難であるため
2	10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備 事業費	248,500	国の補正予算（第1号）による事業であることから、年度内の完了が困難であるため

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(一般会計)

1 追 加

(単位：千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額	内 容
15	浅科支所複合施設 設計業務委託料	平成31年度 (2019年度)	21,765	浅科支所複合施設整備に係る基本設計及び実施設計業務委託料
16	公立保育所空調設備 整備事業費	平成31年度 (2019年度)	150,000	公立保育園空調設備整備に係る工事経費
17	望月総合支援センター 管理運営委託料	平成31年度 (2019年度) から 2023年度 まで	87,950	望月総合支援センターの管理運営に係る指定管理料
18	望月生きがいセンター 管理運営委託料	平成31年度 (2019年度) から 2021年度 まで	2,283	望月生きがいセンターの管理運営に係る指定管理料
19	春日交流センター 管理運営委託料	平成31年度 (2019年度) から 2021年度 まで	3,339	春日交流センターの管理運営に係る指定管理料
20	道路維持修繕事業費	平成31年度 (2019年度)	17,000	施工時期等の平準化に伴う道路維持修繕工事費ほか
21	交通安全施設事業費	平成31年度 (2019年度)	15,000	施工時期等の平準化に伴う交通安全施設工事費
22	市民交流ひろば 管理委託料	平成31年度 (2019年度) から 2023年度 まで	90,500	市民交流ひろばの管理運営に係る指定管理料

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(一般会計)

1 追 加

(単位：千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額	内 容
23	信州花フェスタ花壇 作成・管理委託料	平成31年度 (2019年度)	800	「信州花フェスタ2019」出展に伴う 佐久市緑化PR花壇作成・管理委託 料
24	生涯学習センター 管理委託料	平成31年度 (2019年度) から 2020年度 まで	99,840	生涯学習センターの管理運営に係る 指定管理料
25	コスモホール・ 鎌倉彫記念館・ 交流文化館浅科 管理委託料	平成31年度 (2019年度) から 2023年度 まで	459,090	コスモホール・鎌倉彫記念館・交流 文化館浅科の管理運営に係る指定管 理料
26	創錬の森整備事業費	平成31年度 (2019年度)	309,000	多目的運動広場等整備に係る経費

第 4 表 地 方 債 補 正

(一般会計)

1 追 加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	内 容
現年単独災害復旧事業	2,000	起債対象事業の追加
補 正 予 算 債	342,800	起債対象事業の追加

2 変 更

(単位:千円)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額	内 容
合 併 特 例 事 業	1,023,900	1,011,300	起債対象事業費の変更による減額
公共施設等適正管理推進 事 業	47,200	30,400	起債対象事業費の変更による減額

平成30年度特別会計補正予算(案)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

議案 番号	会 計 名	補正 号数	補正前 の 額	補正額	計	説 明
第102号	介護保険特別会計	第1号	9,361,308	76,134	9,437,442	前年度繰越金の確定、前年度介護給付費負担金の確定に伴う国庫支出金等返還金、及び基金積立金
第103号	障害者支援施設 白田学園特別会計	第1号	254,569	126	254,695	学園内での熱中症対策として緊急に対応した施設備品購入に係るサービス事業費の増額、及び前年度繰越金の確定
第104号	環境エネルギー 事業特別会計	第1号	138,527	9	138,536	前年度繰越金の確定、一般会計における国庫補助内示に伴う繰出金の減額、及び基金積立金
第105号	下水道 事業特別 会計	収益的 支出	3,430,579	0	3,430,579	債務負担行為補正
		資本的 支出	2,552,169	0	2,552,169	

債務負担行為補正

(下水道事業特別会計)

1 追加

(単位：千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額	内 容
1	汚水管渠工事	平成31年度 (2019年度)	5,000	施工時期等の平準化に伴う取付管新設工事費